

## 令和元年度 障害者就労促進チャレンジ事業 事業計画書

### I ※企業向け見学会

開催案内については引き続き各ハローワークに協力を頂きながら、また当協議会としても当事業のリーフレットを作成し、協議会や各センターがどのような支援を行うかという案内を示しながら、周知・広報を行う。なお、実施回数については5回とし、参加企業間の情報交換等を積極的に行えるようにする。また、ハローワークや高齢・障害・求職者雇用支援機構の助成金担当者等にもご参加いただき、雇用支援施策、助成金制度の説明なども行う。

具体的実施計画は以下の通り。

I-1 実施内容：障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業を、今後障害者雇用に取り組もうとしている企業、もしくは既に取り組んでいるが新たな職域の開発を検討中の企業等の経営者、人事・現場担当者が訪問し、以下の取り組みを実施する。

- ①企業見学会
- ②経営者、人事担当者、現場担当者との意見交換会
- ③参加企業間の情報交換会
- ④障害者雇用支援施策の説明会
- ⑤開催後、アンケートの実施

I-2 実施圏域：①松戸圏域                      ②習志野圏域                      ③千葉圏域  
④君津圏域                                  ⑤山武圏域

I-3 実施時期：9月～1月

### II ※法定雇用率未達成企業相談会

人事権のある人事担当者をターゲットに、障害特性、業務の切り出し方法、従業員などへの理解促進・啓発方法、支援機関の活用方法、助成金や雇用支援施策の説明等を行い、雇用までのプロセスと雇用後の定着支援に至るまでの一連の流れもご理解いただけるよう説明する。開催案内については引き続き各ハローワークに協力を頂きながら、また当協議会としても当事業のリーフレットを作成し、協議会や各センターがどのような支援を行うかという案内を示しながら、周知・広報を行う。なお、実施回数については8回とし、参加企業間の情報交換等を積極的に行えるようにする。

具体的実施計画は以下の通り。

II-1 実施内容：フレンドリーオフィス認定企業の担当者、ハローワーク雇用指導官、高齢・障害・求職者雇用支援センター職員、企業支援員、地域の就労支援機関スタッフにもご協力いただき、障害者がいきいきと働き、スムーズな雇用管理が出来ている企業、もしくは先進的な取り組みをしている企業、また障害者法定雇用率未達成企業が多数集まる場、就労支援現場（就労移行支援事業所等）などにおいて以下の取り組みを実施する。

- ①訓練場面の見学および障害特性の説明（就労支援機関）
- ②企業で働く障害者の事例紹介（フレンドリーオフィス認定企業担当者）
- ③障害者雇用支援施策の説明

(ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援センター)

- ④企業支援員及び障害者就業・生活支援センターの活用の説明
- ⑤質疑応答及び意見・情報交換会（希望する企業には個別相談にも応じる）
- ⑥開催後、アンケートの実施（課題、改善点などを確認し次年度に活かす）

Ⅱ－２ 実施圏域：①柏圏域                      ②市原圏域                      ③印旛圏域                      ④海匝圏域  
⑤市川圏域                      ⑥船橋圏域                      ⑦長生圏域                      ⑧夷隅圏域

Ⅱ－３ 実施時期：８月～２月

※詳細は別紙年間実施計画参照

### Ⅲ ※障害のある人の意識改革について

企業等の理解促進のための企業見学・意見交換会と同様に、単に障害者が働いている現場を見学するだけではなく、見学後に企業担当者はもとより、障害当事者の方のご意見などを伺う機会を設け、意見交換を行う。

意見交換会の内容については、参加した方が「自分にも出来るかもしれない」「就職したい」と思えるよう工夫を凝らす。なお、保護者や支援機関（支援者）にも参加していただき、就労支援施策・定着支援施策等の説明をする。

実施回数について年間３回とするが、ニーズに応じて適宜開催する予定。  
具体的実施計画は以下の通り。

Ⅲ－１ 実施内容：福祉施設等を経て就業した障害者を雇用している企業を、福祉施設等の利用者、その家族、支援者等が訪問し、以下の取り組みを行う。

- ①企業見学会
- ②経営者、人事担当者、障害当事者との意見交換会
- ③参加者間の情報交換会
- ④開催後アンケートの実施（課題、改善点などを確認し次年度に活かす）

Ⅲ－２ 実施場所：①野田圏域                      ②香取圏域                      ③安房圏域

Ⅲ－３ 実施時期：９月～１１月

※詳細は別紙年間実施計画参照

### Ⅳ ※短期職場実習について

実習先の開拓については、基本的にはセンター毎に行うが、実習者については各センターの登録者の中から、就業体験・経験が少ない方を中心に選定し、あくまでも職場体験を目的とした短期実習とする。なるべく多くの方に機会を提供する為、実習期間は原則５日とするが、回数の上限は設けずニーズに応じて適宜行う。具体的実施計画は以下の通り。

Ⅳ－１ 実施時期：４月～３月（随時）

Ⅳ－２ 実施回数：８０回（各センター５件）

Ⅳ－３ 実習期間：５日（就業に繋がりそうな場合は状況に応じて１０日まで延長）

当事業を通じて様々な効果が期待できる。特に期待できる効果は以下の通り。

- ①当事者の就労意欲の向上
- ②支援者の支援スキルの向上
- ③企業の障害者に対する理解促進
- ④職域、職場開拓
- ⑤関係機関のネットワーク強化

## 障害者就労促進チャレンジ事業 予算書

見積金額 2, 884, 000円

積算根拠	
物件費	2, 454, 000円
<内訳> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業等の理解促進に係る費用                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業向け職場見学会                                 <ul style="list-style-type: none"> <li>受入企業謝礼金 15,800円×5社=79,000円</li> <li>参加企業募集チラシ作成費 50円×1,800部=90,000円</li> <li>広報費（ホームページ等）30,000円×5回=150,000円</li> </ul> </li> <li>②法定雇用率未達成企業等相談会                                 <ul style="list-style-type: none"> <li>講師謝礼金 19,400円×8回=155,200円</li> <li>会場使用料 20,000円×8回=160,000円</li> <li>参加企業募集チラシ作成費等 50円×1,800部=90,000円</li> <li>広報費（ホームページ等）30,000円×8回=240,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 障害者等の意識改革に係る費用                         <ul style="list-style-type: none"> <li>発表者謝礼金 7,900円×3人×3回=71,100円</li> <li>参加企業募集チラシ作成費等 50円×300部=15,000円</li> <li>広報費（ホームページ等）30,000円×3回=90,000円</li> </ul> </li> <li>・ 短期職場実習に係る費用                         <ul style="list-style-type: none"> <li>受入企業諸経費 2,000円×80社×5日間=800,000円</li> <li>傷害保険料、交通費等 513,700円</li> </ul> </li> </ul>	
管理費	430, 000円
<内訳> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施に伴う運営管理費（人件費・通信運搬費等） 280,000円</li> <li>活動旅費・交通費 150,000円</li> </ul>	